

1 サル痘の発生状況

7月23日、世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長が、サル痘の世界的な感染拡大が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」である旨認定したことを受けて、外務省では、7月25日、全世界に対してサル痘にかかる感染症危険情報レベル1を発出しました。その後も感染拡大が更に広がり、日本国内においては7月25日に1例目の感染者が報告された後、8月10日までに4例の感染者が報告されています。なお、WHOの8月24日付現況レポートによれば、これまでにサル痘の感染は96か国・地域から累計で41,000人以上の感染症例が確認され、アフリカ地域以外での死亡者（スペイン2人、ブラジル1人、エクアドル1人、インド1人）も報告されています（発生国・地域については、下記の8月24日付WHO現況レポートをご参照ください。）。なお、今回WHOが報告している96か国・地域に加え、キューバ及びガイアナ保健当局より、感染症例が確認された旨発表されています。

○8月24日付WHOによる現況レポート（英文）

<https://www.who.int/publications/m/item/multi-country-outbreak-of-monkeypox--external-situation-report--4---24-august-2022>

以上を踏まえ、海外に渡航される方や在留邦人の方々におかれては、感染予防に御留意ください。また、海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出るとともに、帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外渡航歴を教えてください。

2 サル痘について

（1）概要

サル痘はリスなどのげっ歯類が自然宿主として考えられる、ウイルスによって感染する病気です。一般的には発熱や発疹、リンパ節のはれ等の症状が見られますが、多くの場合、2～4週間で自然に治癒します。なお、今回の流行で先進国での死亡例は、スペインを例外として報告されておられません。

（2）感染経路

感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液との接触（性的接触を含む）が中心です（患者と長時間、近距離で対面することでことでの飛まつ感染もあります）。新型コロナウイルス感染症と異なり、人から人への感染は容易には起こり

ません。

WHOによれば、現在報告されている患者の多くは男性であり、そのほとんどが男性同士の性的接触がある男性です。

(※特定の集団や感染者、感染の疑いのある者等に対する差別や偏見は、人権侵害につながります。)

(3) 予防法

サル痘の流行地では以下のような感染予防対策を心がけ、感染が疑われる場合(体の部位に関係なく、発疹や水ぶくれがある、発熱、頭痛などの症状が見られる等)には、直ちに医師の診察を受けてください。

- 症状のある人の飛まつ・体液との接触を避ける。
- 石けんと水、またはアルコールベースの消毒剤を使用した手指衛生を行う。
有症状者が使用した服、寝具、タオル、食器等に触れる際は特に手指衛生を心がける。
- サル痘を保有する可能性のあるげっ歯類等のほ乳類(死体を含む。)との接触を避け、野生の狩猟肉(ブッシュミート)を食べたり扱ったりすることを控える。

(4) 治療

対症療法が基本。サル痘の感染が疑われる症状が見られた場合、医療機関にご相談ください。

(参考)

○厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

○厚生労働省検疫所

https://www.forth.go.jp/news/20220521_00001.html

○国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/408-monkeypox-intro.html>

3 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先

を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4919

○外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

(携帯版) <http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp>

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>